

京都市告示第 42 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 2 日

京都市長 松井 孝治

1 団体の名称

鳥居町会

2 規約に定める目的

会は、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 町会連絡事項及び地区内住民相互の連絡に関する事
- (2) 行政機関等に対する要望、陳情に関する事
- (3) 住民相互の親睦を図る行事の開催及び社会教育の推進に関する事
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事
- (5) 美化・清掃等区域内の環境整備に関する事
- (6) 区域内の防火・防災・防犯に関する事
- (7) その他会の目的のために必要な事業及び連絡に関する事

3 区域

京都市右京区京北鳥居町全域

4 主たる事務所

京都市右京区京北鳥居町床波 18 番地
鳥居構造改善センター（鳥居集落センター）内

5 代表者の氏名及び住所

西山 清雄
京都市右京区京北鳥居町松根 8 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和 6 年 3 月 28 日

(文化市民局地域自治推進室)